

GS グローバル・マーケット・ストラテジー
年1回決算型／年2回決算型

追加型投信／内外／資産複合／特殊型(絶対収益追求型)

投資信託説明書
(交付目論見書)

2016.6.11

GS Global Market Strategy

GS グローバル・マーケット・ストラテジー
年1回決算型／年2回決算型

(注)「GSグローバル・マーケット・ストラテジー」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	内外	資産複合	特殊型(絶対収益追求型)	その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、通貨)資産配分変更型))	<年1回決算型> 年1回 <年2回決算型> 年2回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	あり(部分ヘッジ)	絶対収益追求型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS グローバル・マーケット・ストラテジー(年1回決算型)(以下「年1回決算型」といいます。))およびGS グローバル・マーケット・ストラテジー(年2回決算型)(以下「年2回決算型」といいます。))の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年6月10日に関東財務局長に提出しており、平成28年6月11日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

設立年月日:1996年2月6日/資本金:4億9,000万円(2016年6月10日現在)

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額:1兆5,847億円(2016年4月末現在)

グループ資産残高(グローバル):1兆827億米ドル(2015年12月末現在)

■照会先 ホームページ www.gsam.co.jp アドレス 電話番号 03-6437-6000

受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで

平成 28 年 7 月 27 日

ご投資家の皆様へ

野村證券株式会社

「GS グローバル・マーケット・ストラテジー」
投資信託説明書（交付目論見書）（使用開始日 2016.6.11）
記載内容の一部訂正とお詫び

拝啓

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「GS グローバル・マーケット・ストラテジー（年 1 回決算型）／（年 2 回決算型）」の投資信託説明書（交付目論見書）（使用開始日 2016.6.11）の記載内容につきまして、一部誤りがございますので、下記のとおり訂正させていただきますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

敬具

記

【該当ページ】

裏表紙の前のページ（野村證券からの購入時手数料および購入単位についてのお知らせのページ）

【訂正箇所】

購入時手数料変更予定のお知らせ

【誤】＜平成 28 年 7 月 1 日以降＞

購入代金	手数料率
1 億円未満	3.24%（税抜 3.0%）
1 億円以上 5 億円未満	<u>1.62%（税抜 1.5%）</u>
5 億円以上 10 億円未満	1.08%（税抜 1.0%）
10 億円以上	0.54%（税抜 0.5%）

【正】＜平成 28 年 7 月 1 日以降＞

購入代金	手数料率
1 億円未満	3.24%（税抜 3.0%）
1 億円以上 5 億円未満	<u>2.16%（税抜 2.0%）</u>
5 億円以上 10 億円未満	1.08%（税抜 1.0%）
10 億円以上	0.54%（税抜 0.5%）

以上

ファンドの目的

株式、債券、通貨等を投資対象とした複数のロング・ショート戦略を組み合わせた計量運用により、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

特徴 その1

高水準のリターンをめざす絶対収益型ファンド*

*絶対収益とは、「必ず収益を得る」という意味ではありません。ベンチマークに対する相対的な超過収益ではなく投資元本に対する収益を指します。

また、本ファンドは高水準のリターンをめざしますが、それに応じたリスクを伴います。

特徴 その2

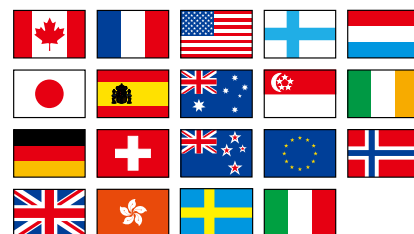
先進国の株式・債券・通貨を投資対象とし、複数のロング・ショート戦略（買いと売りの組み合わせ）を採用

特徴 その3

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが、世界の様々な指標をコンピュータ・モデルで分析して運用



2016年6月現在



運用チームは運用モデルの研究・開発を継続的に行っており、随時モデルの改良が行われます。そのため、投資対象や投資戦略は随時変更されます。また、天秤を使用したイラストはイメージであり、本ファンドのポジション等を示唆するものではありません。実際の運用においては、主に株式指数先物、債券先物、為替予約取引を利用してポジションを構築します。

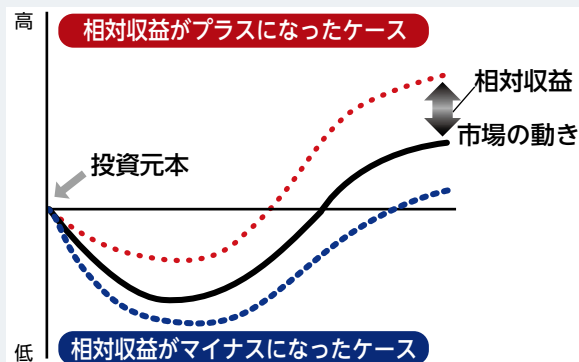
本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびGS グローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。）に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、株式、債券および通貨の運用を行います。なお、文脈上別に解す場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

絶対収益型運用

絶対収益型運用とは、「必ず収益を得る運用」という意味ではありません。

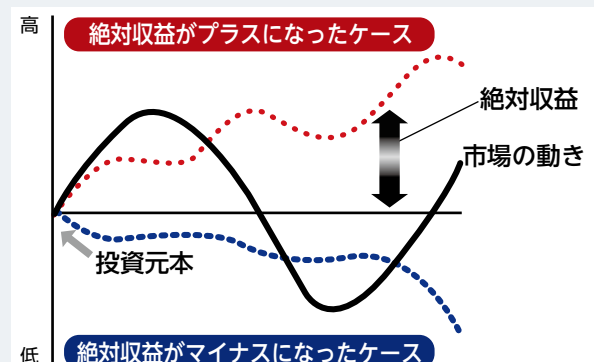
この運用は、市場の動きを上回ることが目的ではなく、投資元本に対する収益を追求することを目的としています。

相対収益型運用を市場全体の動きと比較したイメージ



市場全体を上回ることを目標として運用するため、運用成果は、運用の巧拙だけでなく、市場全体の上下動の影響を受けます。

絶対収益型運用を市場全体の動きと比較したイメージ



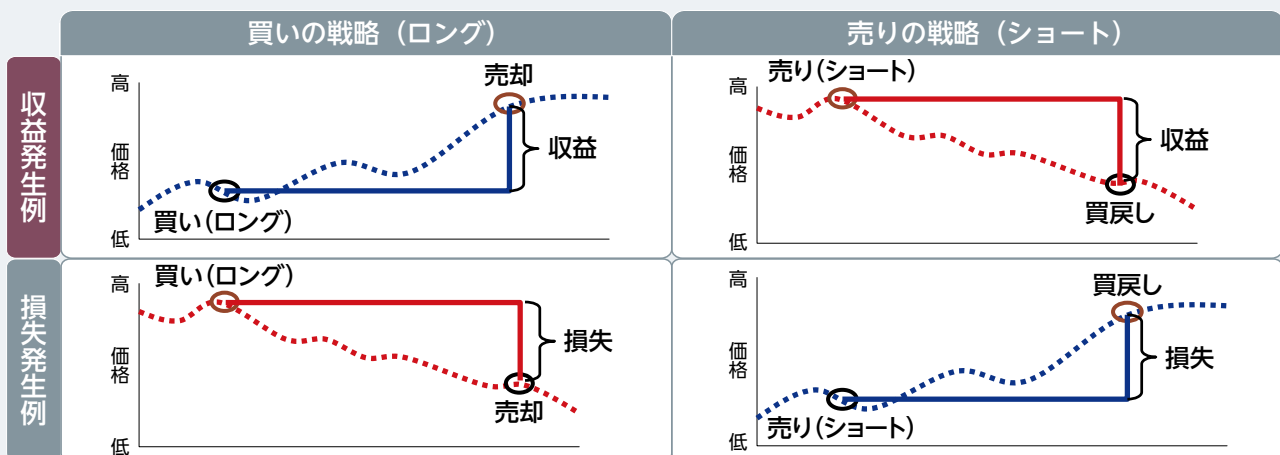
投資元本を増やすことを目的としているため、運用の巧拙がそのまま運用成果に反映されます。

上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証はありません。本ファンドにおいては、市場の動きとは特定の市場のことを意味するものではありませんが、絶対収益型運用のイメージを説明するために例示しています。

本ファンドの運用手法

- 本ファンドでは、ロング・ショート戦略により絶対収益を追求します。
- 魅力的と判断した投資対象をロング（買い）します。ロングした投資対象の価格が上がれば、収益を得ることができます。逆に価格が下がると損失を被ります。
- 魅力がないと判断した投資対象をショート（売り）します。ショートした投資対象の価格が下がれば、収益を得ることができます。逆に価格が上がると損失を被ります。
- 株式、債券、通貨を対象とした複数のロング・ショート戦略に分散されたポートフォリオを構築することにより、特定の戦略からの影響を抑制しながら、投資元本の増加をめざします。

<ロング（買い）、ショート（売り）における収益および損失の発生例（概念図）>



上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証はありません。

世界の金融市場の収益機会

世界の金融市場は、様々な理由から適正水準からかい離することがあり、長期的には適正水準に収斂していくと考えます。本ファンドではその収斂の過程を利用することで収益の獲得をめざします。

市場の収益機会を生み出す要因（例）

株式市場

一般的に投資家は自国内の株式間で割高割安を比べる傾向が強い一方で、情報・税金・取引コスト等様々な障壁があるため、国を超えて株式市場の比較をする投資家は多くないと考えられます。そのため、割安な市場が放置される傾向があります。

債券市場

債券市場には債券の実質的な割高割安に関わらず、金利収入だけを目的として債券を売買する投資家が存在し、適正水準からかい離する傾向があります。

為替市場

為替市場には、輸出入業者、中央銀行、旅行者など、為替の売買から収益を目的としない市場参加者が存在するため、適正水準よりかい離する傾向があります。

各資産市場

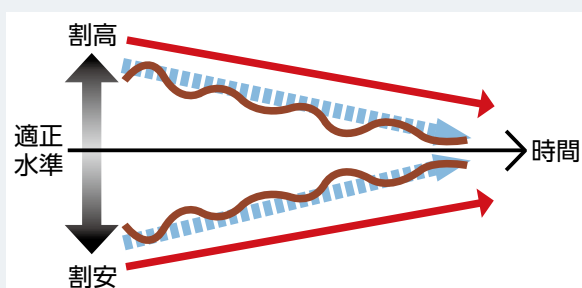
質への逃避により必要以上に株式が売られて債券に資金が流れたり、一方で市場の楽観論から必要以上に株式が買い上げられたり債券が売られることがあります。また、いわゆる小型株相場やテクノロジー株相場などのように、投資家の選好が一部の資産に偏ることがあります。

適正水準とは本ファンドが利用するモデルを用いて、一定の指標等に基づいて判断したものであり、かかる判断が正確であるという保証はありません。また、適正水準は経済情勢の変化、モデル自体の変更等によって変動します。

長期的な適正水準への収斂をバリュウという評価基準で、短・中期的な価格変動をモメンタムという評価基準で、世界の資本市場の収益機会を捉えることをめざします。

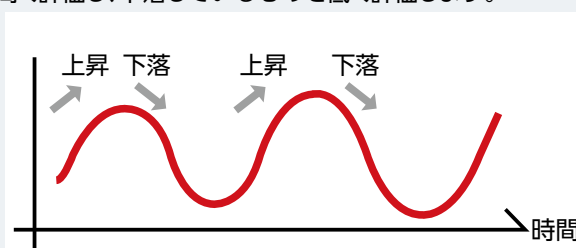
バリュウ評価（割高・割安）

長期的には、資産価格は適正水準に収斂していくと考え、割安と考えるものを高く評価し、割高と考えるものを低く評価します。



モメンタム評価（方向性）

短・中期的には資産価格は一定の方向性、勢いに基づいて動く傾向があると考え、資産価格の短期的な動き（上昇あるいは下落）をとらえて、上昇しているものを高く評価し、下落しているものを低く評価します。



評価基準における指標例

	バリュウ（割高・割安）	モメンタム（方向性）
株式	株価収益率（PER）、株価純資産倍率（PBR）	株価指数の変化率
債券	イールド・カーブ形状（長短金利差）	国債先物価格の変化率
為替	購買力平価	為替レートの変化率

上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果を保証するものではありません。

ファンドの運用

運用の特徴

- 経済・金融理論を背景とした計量（コンピュータ）モデルを用います。
- 個別銘柄ではなく、各市場、国、通貨を一つの投資対象として捉え、買いと売りを組み合わせます。
- ポジションの構築には、流動性が高く、取引コストの低い先物・先渡取引を積極的に活用します。
- 本ファンドの運用は、GSAMニューヨークの計量投資戦略グループが主として担当します。
- ベンチマークは円短期金利（1ヵ月円LIBOR*）とします。

* LIBOR (London Inter - Bank Offered Rate) とはロンドンの銀行間出手金利のことで、主に短期金利の指標として用いられています。

（ご参考）ファンドのリスク水準について

本ファンドは、円短期金利（1ヵ月円LIBOR）を上回るリターンをめざす一方で、目標とするリスクの水準は、超過リターンの年率標準偏差（トラッキング・エラー）で12%程度をめざします。本ファンドでは、取引の執行（リバランス）の際に、投資対象の過去のリスク、リターン、相関などを考慮して、トラッキング・エラーが年率12%程度になるようなポジションを構築します。

ただし、上記の目標値が達成されるという保証はありません。

ファンドのトラッキング・エラーとは？

ファンドの超過リターンの標準偏差のことです。

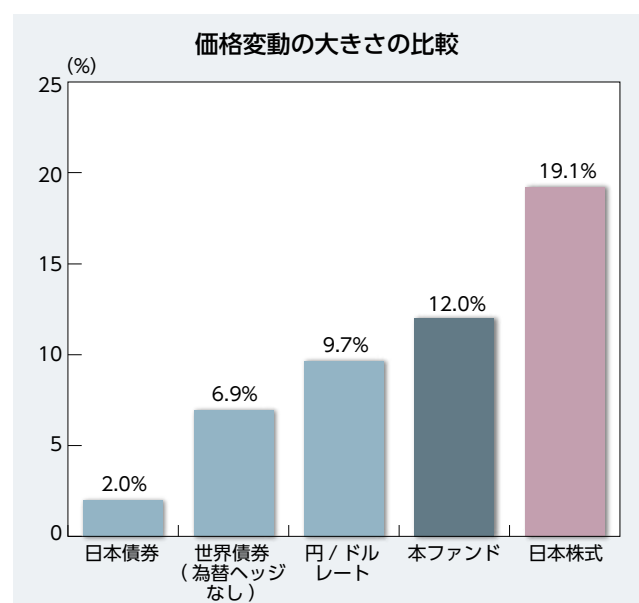
標準偏差とは、全体の結果が平均のところにまとまっているか散らばっているかを表す指標です。例えば、ファンドのリターンの標準偏差が小さければ小さい程、日々のリターンは平均リターンのところにまとまり、それだけリスクの小さいファンドであるということがいえます。また、ファンドのリターンの標準偏差が大きければ大きい程、日々リターンは平均から散らばったものとなり、それだけリスクの大きいファンドということになります。

年率12%のリターンの標準偏差とは、1年間のリターンが平均リターンから±12%の範囲（これを1標準偏差といいます。）に約3分の2の確率で収まるということです。このことからわかるように、たとえトラッキング・エラーが目標値の通り運用されたとしても、実際の運用成績は、12%を超えるマイナスになる可能性もあります。

上記は、本ファンドのリスク水準（価格のブレ幅）の目標が年率12%程度であることを表すものであり、本ファンドが年率12%のリターンを目標とすることを意味するものではありません。

右図は、各資産の過去10年間（2006年4月から2016年3月まで）のリスク水準（月次リターンの年率標準偏差）と本ファンドの目標リスク水準を比較したものです。トラッキング・エラーが仮に目標値通りとした場合、本ファンドの価格変動の大きさは、円/ドルレートよりは大きく、日本株式よりは小さい水準となります。

本ファンドは目標トラッキング・エラーを年率12%として運用しますが、ファンドのベンチマーク（1ヵ月円LIBOR）にほとんど変動がないとすれば、ファンドのトラッキング・エラーはファンド全体のリスク（ボラティリティ）と考えられます。



期間：2006年4月～2016年3月

日本債券：JP モルガン世界国債インデックス（日本）、世界債券（為替ヘッジなし）：JP モルガン世界国債インデックス（円ベース）、円/ドルレート：株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値、日本株式：TOPIX
本ファンドについては目標リスク水準を表示していますが、実際のリスク水準がこの通りとなる保証はありません。

運用プロセス

第1段階：投資対象の評価（期待リターンの予測とリスク推定）



第2段階：ポートフォリオ構築



第3段階：取引の執行

【ポートフォリオ構築の際に考慮される項目】

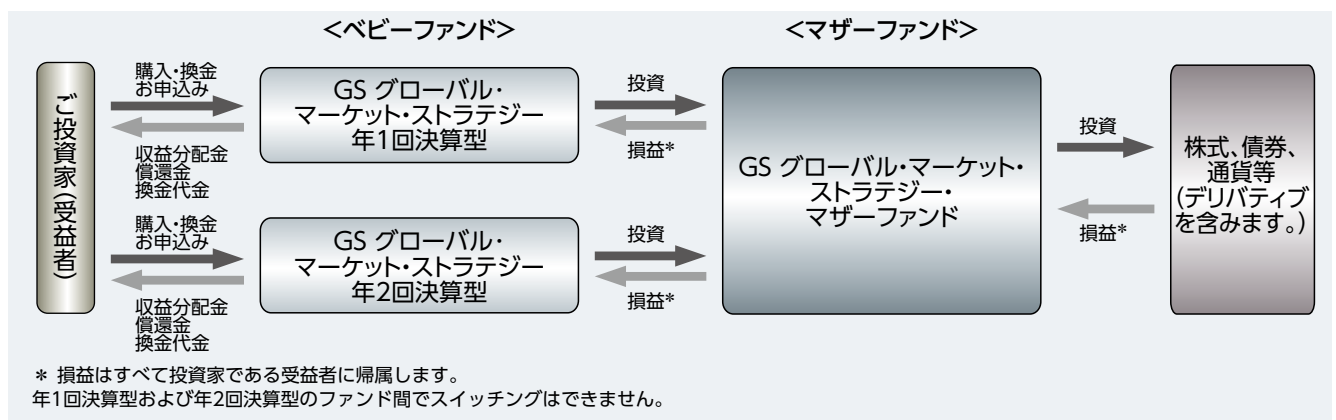
- 投資対象の期待リターン - 投資対象の推定リスク - 投資対象同士の相関
- 取引コスト（市場インパクト） - 目標リスク水準 - 投資制限

経験豊富な多数のリサーチ担当者が運用モデルの研究・開発に日々従事しており、随時モデルの改良を行っていきます。
※本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。今後、本運用プロセスの内容が変更されることもあります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

年1回決算型

原則として、年1回の決算時(毎年3月12日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

また、長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配は少額に抑えることを基本とします。

年2回決算型

原則として、年2回の決算時(毎年3月12日および9月12日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

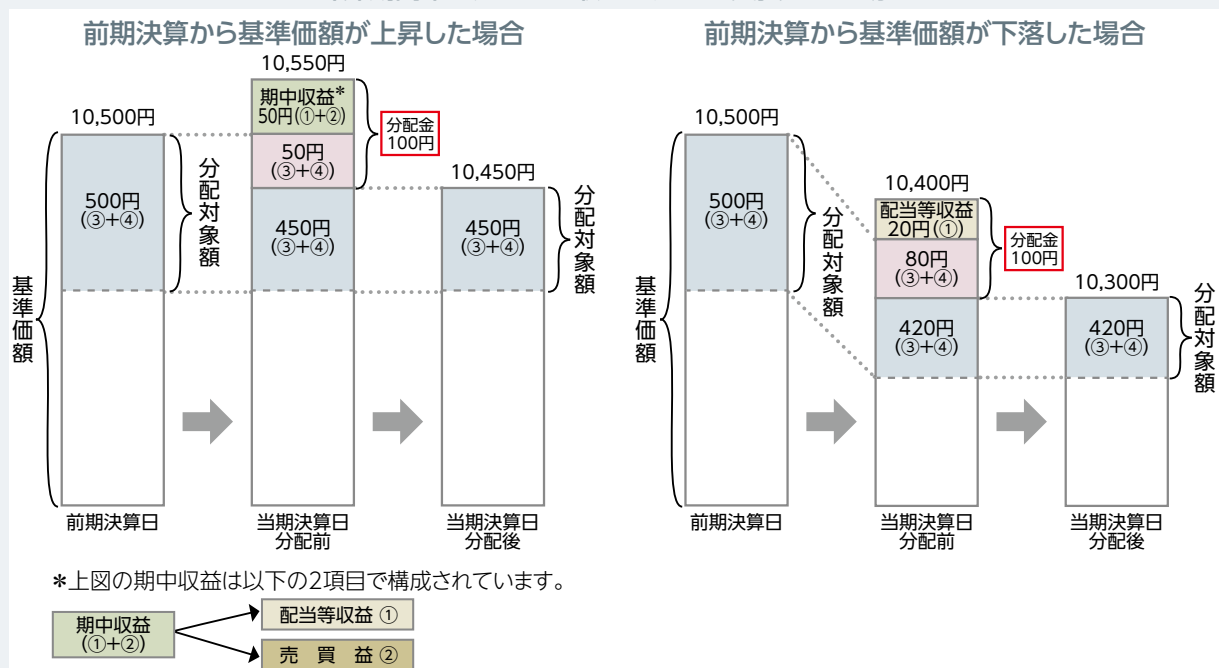
収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

ロング・ショート戦略によるリスク

本ファンドは計量モデルにより、複数のロング・ショート戦略を組み合わせ運用を行いますが、これらの戦略がその目的を達成できる保証があるわけではなく、損失が発生することがあります。ロング(買い)した資産の価格が下落した場合、基準価額の下落につながる可能性があります。また、ショート(売り)した資産の価格が上昇した場合には、同様に基準価額の下落につながる可能性があります。ショート(売り)の特性上、損失額が想定以上になることもあります。本ファンドは、先物取引、デリバティブ取引等を積極的に活用し、ファンドの純資産規模に対して大きな取引および建玉を発生させることから、市場価格の変動以上にこうした損失が拡大する可能性があります。

株式投資リスク

本ファンドは株式指数先物、株式への投資を行いますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組み入れられる株式指数先物や株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、ショート(売り)した株式指数先物、株式の価格が上昇した場合にも本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼします。

債券投資リスク

本ファンドは債券先物、債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。また、ショート(売り)した債券先物、債券の価格が上昇した場合には、本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼします。

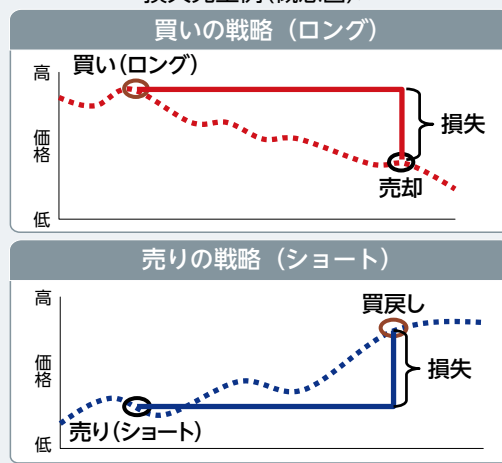
通貨運用リスク

本ファンドは、ファンドの全体の収益の向上をめざして為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

為替リスク

本ファンドにおける海外の株式指数先物や債券先物については差金決済を行うため、元本部分は原則として為替変動の影響は受けません。ただし、海外の現物資産に投資を行う場合については、為替リスクが伴います。為替ヘッジを行うことにより為替リスクの低減を図りますが、為替リスクがなくなるわけではありません。

<ロング(買い)、ショート(売り)における
損失発生例(概念図)>



その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

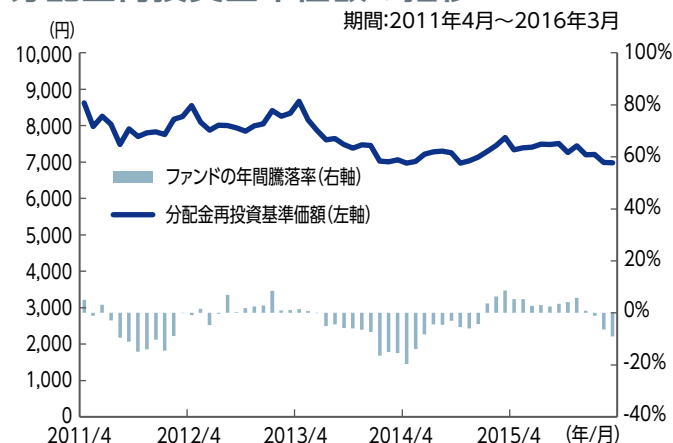
リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

参考情報

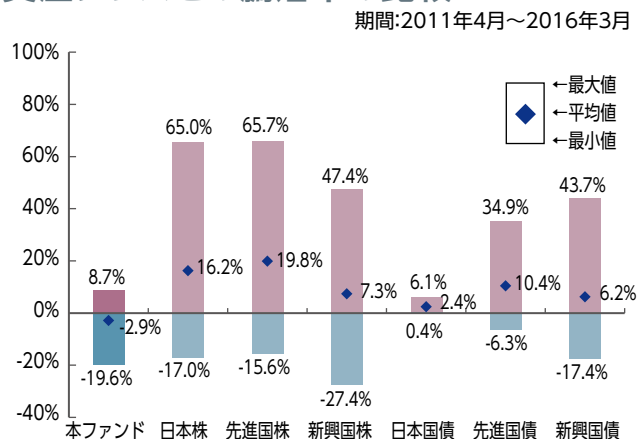
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

年1回決算型

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

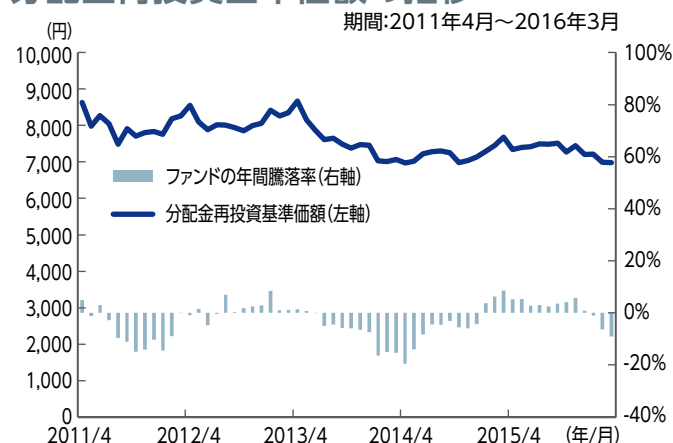


本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

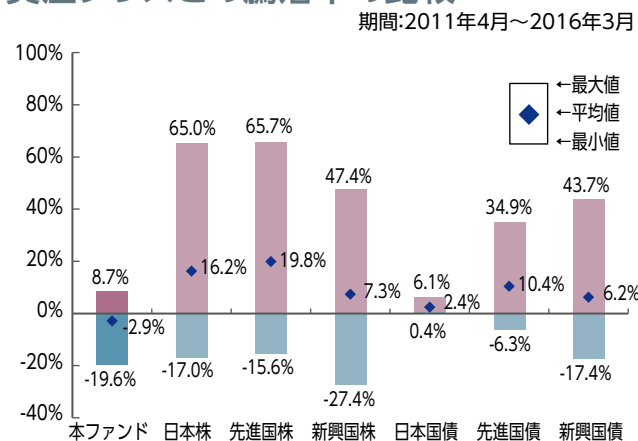


年2回決算型

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

●グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

●すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

●上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

●各資産クラスの指数

日本株: 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株: MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株: MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債: NOMURA-BPI 国債

先進国債: シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

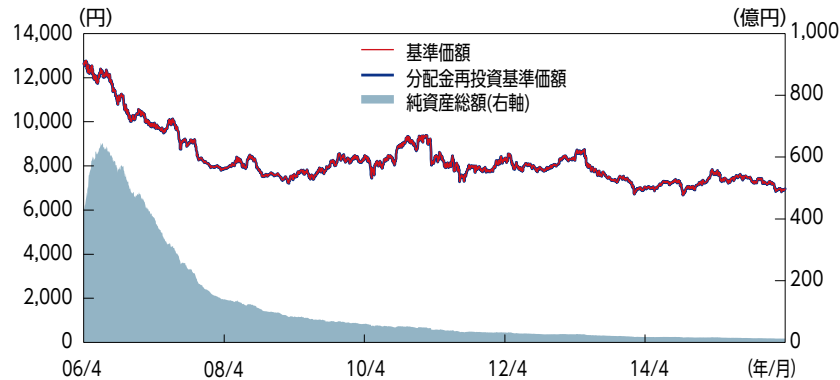
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年3月31日現在

年1回決算型

基準価額・純資産の推移

2006年4月3日～2016年3月31日(設定日:2004年10月28日)



基準価額・純資産総額

基準価額	6,971円
純資産総額	12.4億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-0.13%
3ヵ月	-3.10%
6ヵ月	-7.09%
1年	-9.09%
3年	-16.38%
5年	-15.50%
設定来	-30.25%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	12/3/12	13/3/12	14/3/12	15/3/12	16/3/14	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	7円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

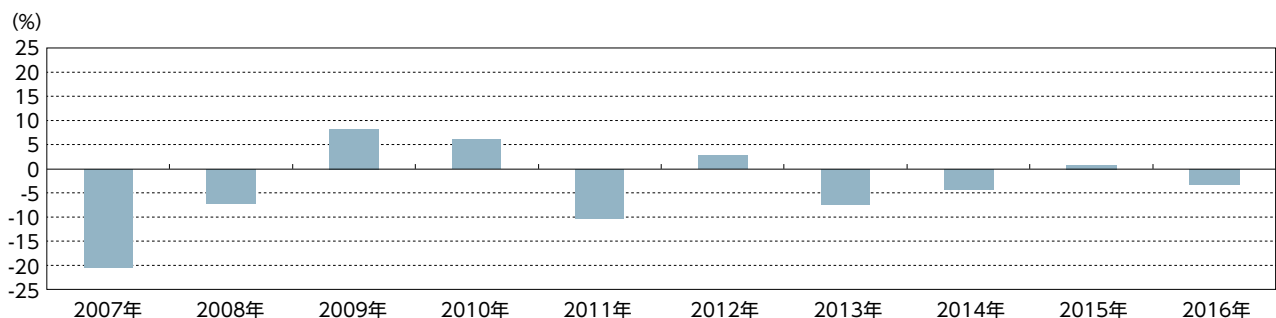
主要な資産の状況

各戦略の状況(2016年3月リバランス時点)

株式国別ロング・ショート戦略		債券国別ロング・ショート戦略		通貨別ロング・ショート戦略		資産別ロング・ショート戦略	
対象	ポジション	対象	ポジション	対象	ポジション	対象	ポジション
ドイツ	買い	日本	買い	豪ドル	買い	世界株式	売り
日本	買い	英国	買い	カナダ・ドル	買い	世界債券	買い
イタリア	買い	オーストラリア	中立	NZドル	買い	株式セクター別ロング・ショート戦略	
香港	買い	カナダ	中立	ノルウェー・クローネ	買い	対象	ポジション
フランス	買い	ドイツ	売り	米ドル	買い	米国大型株式	中立
英国	買い	米国	売り	シンガポール・ドル	中立	米国小型株式	中立
フィンランド	中立			英ポンド	売り	一般優良株	
アイルランド	中立			スウェーデン・クローナ	売り	テクノロジー株	売り
シンガポール	中立			日本円	売り		
オランダ	売り			ユーロ	売り		
スイス	売り			スイス・フラン	売り		
スウェーデン	売り						
スペイン	売り						
カナダ	売り						
オーストラリア	売り						
米国	売り						

※「一般優良株」はダウ・ジョーンズ工業株30種採用銘柄、「テクノロジー株」はナスダック100指数採用銘柄を指しています。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

●2016年は1月から3月末までの騰落率を表示しています。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

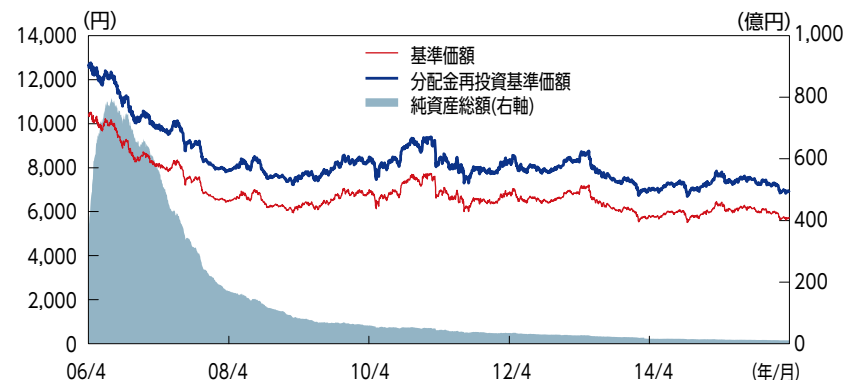
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2016年3月31日現在

年2回決算型

基準価額・純資産の推移

2006年4月3日～2016年3月31日(設定日:2004年10月28日)



基準価額・純資産総額

基準価額	5,746円
純資産総額	10.9億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-0.14%
3ヵ月	-3.10%
6ヵ月	-7.10%
1年	-9.10%
3年	-16.39%
5年	-15.51%
設定来	-30.22%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	14/3/12	14/9/12	15/3/12	15/9/14	16/3/14	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	2028.5円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

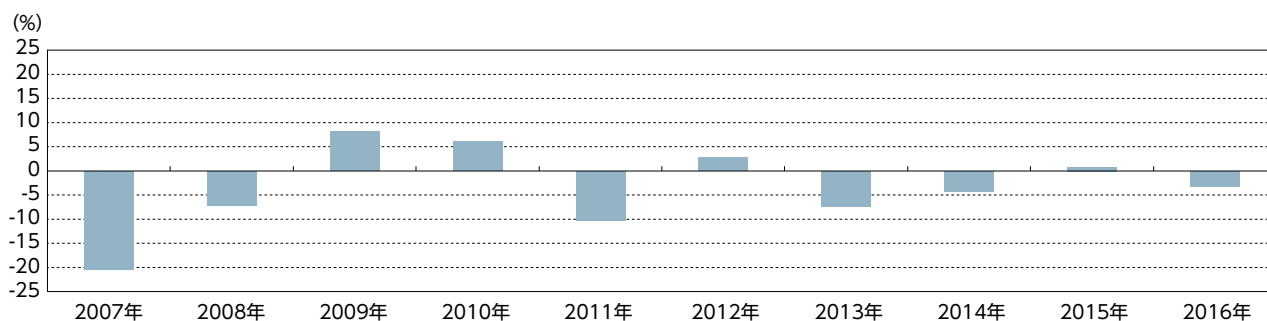
主要な資産の状況

各戦略の状況(2016年3月31日リバランス時点)

株式国別ロング・ショート戦略		債券国別ロング・ショート戦略		通貨別ロング・ショート戦略		資産別ロング・ショート戦略	
対象	ポジション	対象	ポジション	対象	ポジション	対象	ポジション
ドイツ	買い	日本	買い	豪ドル	買い	世界株式	売り
日本	買い	英国	買い	カナダ・ドル	買い	世界債券	買い
イタリア	買い	オーストラリア	中立	NZドル	買い		
香港	買い	カナダ	中立	ノルウェー・クローネ	買い		
フランス	買い	ドイツ	売り	米ドル	買い		
英国	買い	米国	売り	シンガポール・ドル	中立		
フィンランド	中立			英ポンド	売り		
アイルランド	中立			スウェーデン・クローナ	売り		
シンガポール	中立			日本円	売り		
オランダ	売り			ユーロ	売り		
スイス	売り			スイス・フラン	売り		
スウェーデン	売り						
スペイン	売り						
カナダ	売り						
オーストラリア	売り						
米国	売り						

※「一般優良株」はダウ・ジョーンズ工業株30種採用銘柄、「テクノロジー株」はナスダック100指数採用銘柄を指しています。

年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

●2016年は1月から3月末までの騰落率を表示しています。

お申込みメモ

購 入 単 位	a. 一般コース：100 万口以上 1 万口単位 b. 自動けいぞく投資コース：100 万口以上 1 口単位または 100 万円以上 1 円単位 ※ a. または b. のいずれかをお選びください。なお、一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更できません。ただし、別途購入に係る契約を結ばれている場合は当該契約によります。 ※くわしくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	原則として購入申込をされた日から起算して 5 営業日目までにお支払いください。
換 金 単 位	a. 一般コース：1 万口単位 b. 自動けいぞく投資コース：1 口単位
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して 5 営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購 入・換 金 申 込 不 可 日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）
申 込 締 切 時 間	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後 3 時まで
購入の申込期間	2016 年 6 月 11 日から 2017 年 6 月 9 日まで （申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消しさせていただくことがあります。
信 託 期 間	原則として無期限（設定日：2004 年 10 月 28 日）
繰 上 償 還	受益権の総口数が各ファンドについてそれぞれ 30 億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	年 1 回決算型：毎年 3 月 12 日（ただし、休業日の場合は翌営業日） 年 2 回決算型：毎年 3 月 12 日および 9 月 12 日（ただし、休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	原則として、年 1 回決算型は年 1 回の決算時、年 2 回決算型は年 2 回の決算時に収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンドについて 5,000 億円を上限とします。
公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	年1回決算型は年 1 回(3 月)の決算時および償還時、年 2 回決算型は年 2 回(3 月および 9 月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
課 税 関 係 (個 人 の 場 合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。配当控除の適用はありません。

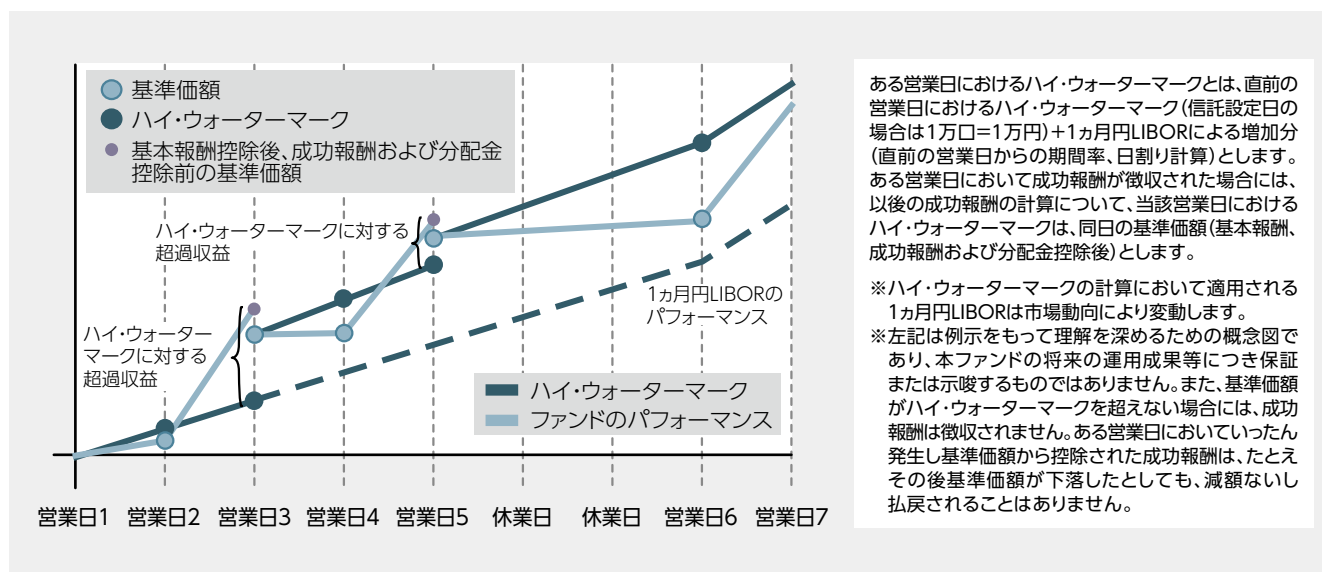
ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用						
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 3.24%(税抜3%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください) 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。				
換金時	信託財産留保額	なし				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用						
毎 日	運用管理費用 (信託報酬)	基本報酬	純資産総額に対して		年率 1.944%(税抜1.8%)	
			内訳			
			支払先の配分 および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成等	年率0.918% (税抜0.85%)
				販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務等	年率0.972% (税抜0.90%)
	受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行等		年率0.054% (税抜0.05%)		
	成功報酬	支払先および役務の内容	委託会社 ファンドの運用	日々の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)がハイ・ウォーターマーク*を上回った場合、超過額に対して 21.6%(税抜20%)		
※運用管理費用は、年1回決算型については毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、年2回決算型については毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。						
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、年1回決算型については毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、年2回決算型については毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。				
随 時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。				

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

*ハイ・ウォーターマークとは、ファンドにおける成功報酬の計算に利用される用語です。成功報酬とは、ファンドの運用成果が比較対象として定められた一定の基準を上回る成果を上げた場合に、その超過収益に対して一定の割合で徴収される報酬のことで、ファンドから委託会社に対して支払われます。こうした運用成果を単独の期間だけで見て比較するのではなく、例えばファンドの設定来など長期的な期間に亘って、累積した収益が過去の最高値を更新しつつベンチマークの動きを上回る等の条件を満たした場合にのみ、成功報酬を徴収する方式をハイ・ウォーターマーク方式と呼びます。また、このような比較対象となる指数等の動きないしその数値をハイ・ウォーターマークと呼んでいます。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

上記は、2016年6月10日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

・20歳以上の方…毎年、年間120万円まで

・20歳未満の方…毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了(繰上償還)した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

(このページは目論見書としての情報ではありません。)

Memo

(このページは目論見書としての情報ではありません。)

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

■投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

Duration Category	Percentage
1年	3.00%
2年	1.50%
3年	1.00%
4年	0.75%
5年	0.60%
:	
:	

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

GS グローバル・マーケット・ストラテジー(年1回決算型)／(年2回決算型)の購入時手数料および購入単位について
野村證券株式会社における購入時手数料および購入単位は下記のとおりです。

[購入時手数料]

購入いただいた口数に応じて、購入申込日の翌営業日の基準価額に、以下の手数料率を乗じて得た額とします。
(購入時手数料=購入口数×基準価額×手数料率)

購入口数	手数料率
1 億口未満	3.24% (税抜 3.0%)
1 億口以上 5 億口未満	2.16% (税抜 2.0%)
5 億口以上 10 億口未満	1.08% (税抜 1.0%)
10 億口以上	0.54% (税抜 0.5%)

以下の場合には原則として無手数料でお取扱いいたします。

- 「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

購入時手数料変更予定のお知らせ

上表のとおり、当ファンドは購入口数に応じた手数料率を適用していますが、平成28年7月1日以降のお申込み分より、購入代金^{※1}に応じた手数料率^{※2}に変更させていただきます。変更後の手数料率は下表をご参照ください。

＜平成28年7月1日以降＞

購入代金	手数料率
1 億円未満	3.24% (税抜 3.0%)
1 億円以上 5 億円未満	1.62% (税抜 1.5%)
5 億円以上 10 億円未満	1.08% (税抜 1.0%)
10 億円以上	0.54% (税抜 0.5%)

※1 購入代金=購入口数×基準価額+購入時手数料(税込)

※2 ただし、口数指定でご購入の場合は、以下のうち低い方の購入時手数料率を適用します。

(1) 基準価額に購入口数を乗じた額(購入金額)に応じた購入時手数料率

(2) 購入金額に(1)を用いて算出した手数料金額を加算した額に応じた購入時手数料率

なお、上記に基づいてお支払いいただく金額(購入代金)を算出した結果、購入口数が多い方が購入代金が少なくなる場合があります。

[購入単位]

- 野村證券株式会社における購入単位は以下のとおりです。(購入後のコース変更はできません。)

一般コース(分配金を受取るコース)	:100万口以上1万口単位
自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)	:100万口以上1口単位または100万円以上1円単位

※野村ネット&コールでの購入単位は以下のとおりとなります。

一般コース(分配金を受取るコース)	:100万口以上1万口単位
自動けいぞくコース(分配金が再投資されるコース)	:100万円以上1円単位

くわしくは野村證券窓口または野村ネット&コールのウェブサイトでご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。) この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を(前受金等)お預かりした上で、お受けいたします。
- 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

当ファンドの販売会社の概要

商 号 等 野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
本店所在地 〒103-8011 東京都中央区日本橋1-9-1
連 絡 先 03-3211-1811又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加 入 協 会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指 定 紛 争 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
解 決 機 関
資 本 金 100億円
主 な 事 業 金融商品取引業
設 立 年 月 平成13年5月

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

野村證券株式会社
連絡先 03 - 3211 - 1811又は お取引のある本支店

指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120 - 64 - 5005(フリーダイヤル)

注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に国内外の株式や債券、為替、先物、デリバティブ等に投資しますので、各市場の価格変動により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。



31220251